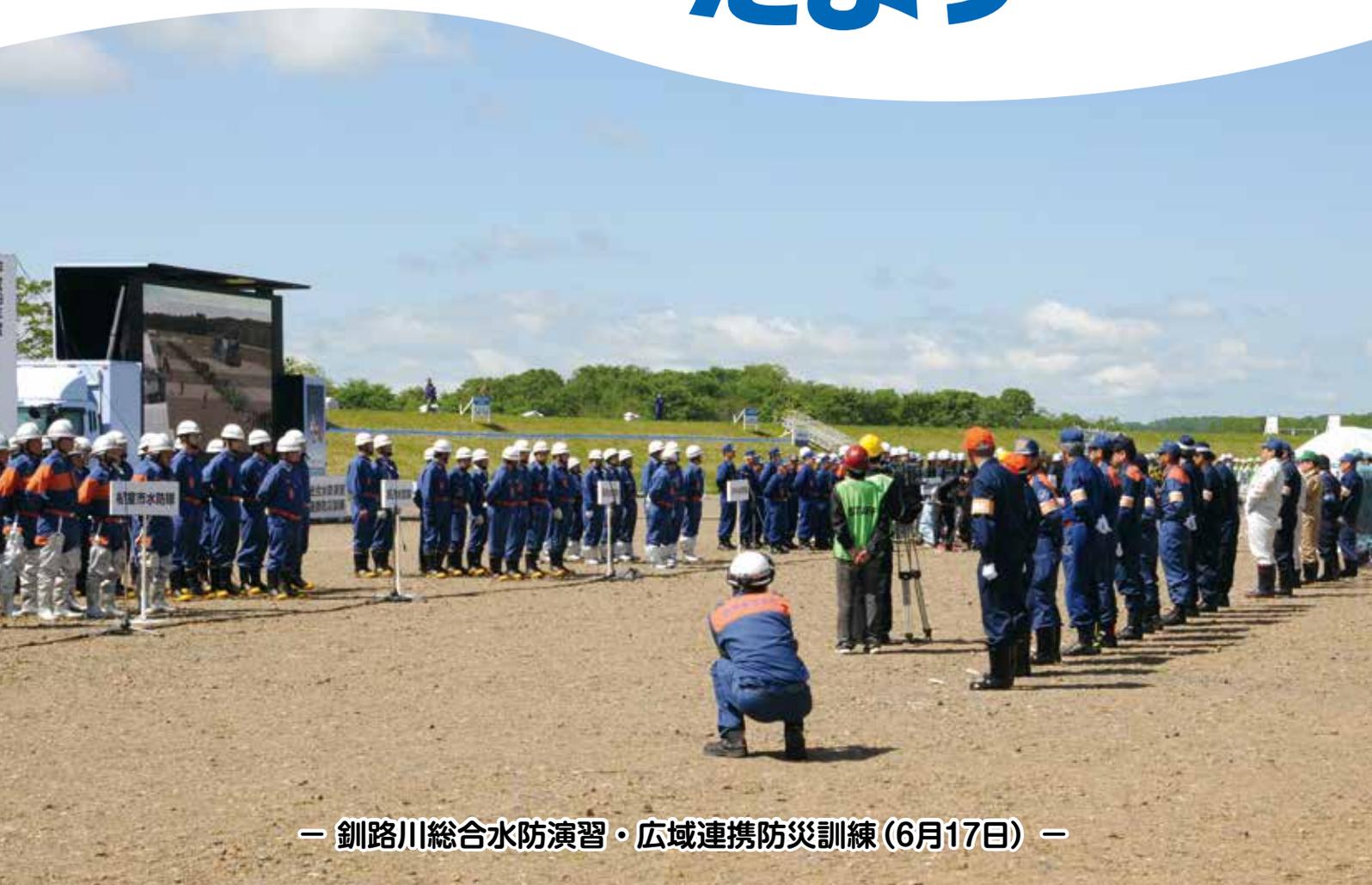


しべちゃ 議会 だより



— 釧路川総合水防演習・広域連携防災訓練(6月17日) —

第107号

平成29年8月1日発行

発行/標茶町議会
編集/広報調査特別委員会
電話/(015) 485-2111
住所/標茶町川上4丁目2番地

6月第2回定例会 (6月6日~7日)

平成29年度補正予算可決

一般会計 1億6,791万9千円の追加
国保事業 384万5千円の追加

一般質問 **町政を問う** 5名8件の質問

農業委員会委員の任命を同意

意見書4件 否決4件

平成28年度補正予算承認

第1回臨時会(4月26日)

第二回定例会

平成二十九年

補正予算可決

一般会計補正予算
1億6,791万9千円の追加

- ・ 町有財産補修費、解体事業等 4,080 万円
- ・ 地域おこし協力隊募集 446 万円（諸費）
- ・ 道路新設改良費 3,414 万円
- ・ 国保事業会計へ 4,000 万円繰り出し

主な事業

- ・ 多和平木柵及び案内看板の補修
- ・ 虹別小学校教員住宅新築
- ・ 磯分内公民館分館の解体
- ・ 虹別中学校寄宿舎の解体
- ・ 外国語指導助手の増員

報告

報告第3号

専決処分した事件の承認について

平成28年度の会計終了に伴い、3月31日付けの平成28年度標茶町一般会計補正予算（第12号）が報告され議会はこれを承認しました。

報告第4号

線越明許費線越計算書の調製について

平成28年度の総務費・農林水産業費・災害復旧費など総額6億7,465万7千円が平成29年度への線越として報告されました。

条例の一部改正

4件の条例改正があり、内容は次のとおりです。

議案第34号

● 標茶町食材供給施設条例を廃止

食材供給施設が郷土館機能移転のため廃止されました。

議案第35号

● 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

農業委員会の委員が町長の任命制に変更されたことに伴い、委員の報酬額が改正されました。

議案第36号

● 標茶町国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険の都道府県化に伴い保険料水準の統一がなされることをみすえて、激変緩和の観点から7年間をかけて基礎課税額分の所得割額を引き上げるものです。

議案第37号

● 標茶町個人情報保護条例及び標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

関係法令改正による規定整理によるものです。

条例以外

議案第25号

車両の取得について

スクールバス(29人乗)
取得価格 10,632,130円

議案第30号

工事請負契約の締結について

平成29年度桜南町宮住宅建替事業
(M-4号棟) 建築主体工事
契約金額 50,868,000円

議案第26号

車両の取得について

ホイールローダー(8トン級)
取得価格 9,194,580円

議案第31号

工事請負契約の締結について

平成29年度桜南町宮住宅建替事業
(M-5号棟) 建築主体工事
契約金額 50,652,000円

議案第27号

車両の取得について

除雪ローザ(13トン級)
取得価格 19,702,980円

議案第32号

工事請負契約の締結について

郷土館展示機能移転施設改修建築
主体工事
契約金額 106,380,000円

議案第28号

工事請負契約の締結について

農業用施設災害復旧事業上多和
3・4地区排水路復旧工事
契約金額 50,382,000円

議案第33号

釧路北部消防事務組合理約の変更
について

事務所移転による住所変更に伴
い、規約を変更しました。

議案第29号

工事請負契約の締結について

平成29年度川上団地改良住宅K-1
号棟住環境改善事業建築主体工事
契約金額 142,776,000円

法定外繰入をし国保税の値上げを行わないこと

迪 深見 議員

町長 法定外繰入の解消を目指す

一般質問

町政を問う

問 本年2月の道議会
で、「法定外繰入
廃止の補てんのための
保険料値上げはすべき
ではない。法定外繰入
は市町村の裁量ではな
いのか」との質問に対
し、道は、「法定外繰
入は市町村の判断で行
われるもの」と答弁し
ている。「法定外繰入」
は今でも高すぎる国保
税に対して、町が住民
福祉、生活を守るため
やむを得ずとってきた
住民の立場に立った優
れた施策ではないのか、
町長の所見を伺う。

ているが、この点について町長の所
見を伺う。

国民健康保険事業の広域化によ
り、低所得世帯ほど税が重くのしか
かってくるのは明らかであり、その
もとで、住民と身近に接する本町が
今までもおり一般会計からの法定外
繰入をし、負担軽減を行い、住民の
福祉とくらしを守るべきと考えるが
どうか。

答 法定外繰入は、保険税負担の抑
制を図るため経済政策として実
施してきたものであるが、今回都道
府県化になることにより、保険税の
法定外繰入は全道の公平性を保つた
め段階的に解消すべきものと指導さ
れている。

また、住民の税金を国保に投入す
ることは、町財政に重い負担をかけ
ること、他の法定外繰入のない地域
の住民との間で不公平であることか
ら今回の改正を機に、法定外繰入の
解消、削減に向けて取り組んでいく。

深見 迪 議員

北海道の保育料制度独自拡充を機に保育料の更なる軽減を

問 北海道は保育料の第二子の無料化を実施することになったが、実施にあたって年収640万円以下という所得制限の撤廃をすべきと考えるがどうか。

また、3歳児未満に限るという年齢制限を無くするべきと考えるがどうか。

保育料による町の収入は、本年度の予算で、一時保育、延長保育を除けば全体で4,600万円ほどであるが、将来的に保育料の無料化を視野に入れ、当面第一子の保育料を半額にすべきと考えるがどうか。

答 北海道では、平成29年4月1日から多子世帯の保育料負担軽減事業を実施している。この事業は、第二子以降の3歳未満児の保育料を無償化することとしている。現在7名が道の軽減対象になる。

他にも子育て応援をしているので、所得制限や年齢制限の撤廃は考

えていない。

第一子の保育料半額については、国や道の動向を見ながら、負担のあり方を含めて検討していきたい。

深見 迪 議員

小学校及び中学校に「ことばの教室」開設を

問 「ことばの教室」は、文部科学省の特別支援教育プログラムの一環として行われているが、特別支援学級の児童生徒の多くは言語にも障がいを持っている重複障がいの子が多い。

言語指導が必要な児童生徒については、普通学級あるいは他の特別支援学級から一定の時間通い、言葉の指導を受けることができる場「ことばの教室」を設置し「ことばの通級指導」を受けることが出来る必要があるかと考えるがどうか。

答 言語学級に在籍している児童は、小学校2校で5名いる。重複障がい等で言語指導を受けている児童は1名いる。

保護者の希望に応じて言語指導が必要と判断した子については、審査判定を受け、言語障害特別支援学級が望ましい場合は言語支援学級を設置し、言語の通級指導が望ましいと判定された児童生徒についても言語障害特別支援学級または通級指導教室において通級指導を受けることが可能となっている。



ひまわり保育園

基幹産業にふさわしい農道整備の充実を

渡邊 定之 議員

町長 今後も取り組んでいきたい

問 農作業機械の大型化とコントラクターを利用する農家の増加に伴い、農道での交差が困難な状況が多く見受けられる。対策として退避場の設置、取り付け道路の改修、交差点の拡幅等の整備を行うはどうか。

また、法面の崩落など近年の集中豪雨により町道の傷みも多い。グレーダーなどの修復だけでは限界がある。点検をし、町道の強度化などの対策を講じるべきであると考えるがどうか。

旅行シーズンと農繁期が重なり、ツーリング旅行者と農作業者の不慮の事故が過去にはあり、離農に追い込まれる事態もあった。ツーリング旅行者との事故について、町は実態をどのように把握しているか。

このよつな事故防止と安全、安心な農作業を保障するためにも、看板の設置や注意喚起の方策を講じてはどうか。

（株）標茶町観光開発公社への町監査委員による監査請求について

櫻井 一隆
議員

町長 出資団体への監査を要求していく

問 指定管理者の指定を受けて、憩の家かや沼の経営をされている（株）標茶町観光開発公社の経営に対して、昨年9月の全員協議会で第38期決算書等についていろいろな問題が指摘をされ現在も協議が続いているので、以下について質問する。

- ① 中でも第三者の手による監査の必要性は平成29年5月29日の全員協議会でも話された「朝令暮改」を繰り返すことを避けるためにも再度確認する。町監査委員に対して地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を町監査委員に要請して頂きたく思うが町長の考えを伺いたい。
- ② 町が出している出資金、あるいは平成29年3月31日までの期限内で町条例により貸し付けた1,000万円の未納が発生するなど、とても正常な経営とは思えない、現在の経営状況と今後この会社をどう運営をするか、貸し付けた金はいつ頃返済の見通しになるのか、新聞報道によると町条例により貸し付けた1,000万円の支払いを先延ばししたとの報道があったと聞けが、引き延ばしをするための規約・条例等が存在するのか町民に分かりやすく説明を求め。
- ③ 経営責任は観光開発公社社長にあるが、金銭的に不安が生じたら資金は町が出すのが第三セクターである。と5月29日の全員協議会で説明していたが間違いはないか説明を求め。
- ④ 何故に取締役会は自ら金融機関に融資を求めないのか説明を求め。
- ⑤ 観光開発公社は支配人選任に重きを置いているが、私は監査役は更に重要と思うのだが、現在は1名欠員である。町長はこの現状をどのように考えているのか伺いたい。

憩の家 かや沼



憩の家 かや沼

答 標茶町財務規則により債権管理の手続きを定め、町に対して支援を求めている。

地方公共団体と民間が共同出資し公共性の高い事業を行うことから、地方公共団体が支援をするものと解釈している。公人である町長が資金支援を行うことは好ましくないと国の見解が示されたところです。

定款21条において監査役は株主総会において選任することから準備をしていく。

森林作業員への奨励金負担を上乗せするべき

鈴木 裕美
議員

町長 林業担い手育成・確保に努力する

問 北海道は、林業作業員長期就労促進として、林業労働者への助成事業を平成5年から開始した。林業労働者の育成・確保を総合的に推進することを目的とし、就労日数に応じ140日以上250日を上限として奨励金を支給するもので、北海道と市町村が1/2、

事業主・作業員が1/4をそれぞれ負担するものです。加入要件は、事業主が中小企業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に加入し、作業員も被共済者であること等です。

事業体の中でも加入している方と加入していない方がいると聞いている。奨励金制度は林業労働者から大変喜ばれており優秀な林業労働者を確保するうえからも全事業者の加入を図るため、事業主・本人負担分を町が負担する考えはないか。助成対象年齢が満65歳未満となっているが65歳という年齢はまだ働き

盛りなので、北海道に対し年齢制限の引き上げを要請をするべきだ。町広報誌に各種退職金共済制度の周知をすべき。

答 森林整備担い手対策推進事業として実施し本年度は40名の助成を図る事としている。林業従事者も担い手不足と高齢化が進み雇用動向等注視し林業推進協議会の意見も伺い検討する。

林業退職金共済制度の周知については税制上の優遇制度等の情報提供等、一層の推進を図る。

町発注の事業請負業者につきましては共済制度の加入が条件であり、今後林業担い手育成確保に向けた通年雇用化や就業環境の改善など促進していく。



予算審査特別委員会 総括質疑

本多 耕平 議員

「騒音対策を進めるべき。」

問 矢白別演習場騒音対策として茶安別の一部実施されている。住民の願いでもある対策事業地域の拡充をすべきと考える。

答 地域拡大について防衛局へ検討していただくよう要望している。

「原因究明こそ再建への道。」

問 憩の家かや沼の営業不振に至る原因究明を明らかにし、自立再建が可能であるか。

答 今後、改善計画をベースにスナップを確保し経営の建て直しを図っていく。

熊谷 善行 議員

「エネルギー回収推進施設の維持管理業務の委託は。」

問 エネルギー回収推進施設の供用開始は約10ヶ月後に迫っている。昨年の6月定例会で維持管理業務について質問したが、町内事業所の参加等についても含めてどのような内容で検討しているのか現在の作業状況は。

答 町内業者の選定については、担当者レベルで今後検討しながら進めていく。

渡邊 定之 議員

「西別側流域の河川環境の今後は。」

問 西別川上流域の植樹活動を毎年行なっているが、流域には町有地も多く、また、地域の方が利用されている土地もあり、河川の汚染に十分配慮した対応をすべきだと思う。

答 今一度、原点に立ち返って河畔林を整備しながら進めていく。

菊地 誠道 議員

「町道の維持管理について聞く。」

問 最近道路の痛み（特にアスファルト）がひどい。保守点検は定期的に行っているのか。危険な箇所も見受けられるので、早急に対応すべきではないか。

答 パトロールを強化し緊急性に応じて対処していく。



道路パトロール

意見書

次の4件の意見書が提出されましたが、いずれも賛成少数で否決されました。

◆意見書案第8号

オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書

◆意見書案第9号

核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書

◆意見書案第10号

学校給食の無料化を求める意見書

◆意見書案第11号

「共謀罪」(テロ等準備罪)の廃案を求める意見書

討論

深見 迪 議員

私は、議案第36号「標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」に反対の立場から討論を行います。

今回の条例の一部「改正」は、国民健康保険事業の都道府県化で、保険者が市町村から北海道と市町村の共同運営により行われるものですが、端的に言えば保険税率の上昇がその内容であります。

北海道の国保運営方針では、「決算補てん等を目的とした法定外一般会計繰入等について、解消・削減すべき赤字として、段階的な解消に取り組み」とあります。つまり、高すぎる国民健康保険税を抑え、町民の負担を減らし国保税の値上げを行わないで来た町民の命と暮らしを守る本町の施策が、国保の都道府県化により段階的に実施しなくなるという提案でありません。具体的に言えば、今まで年平均約7,000万円

の一般会計の法定外の繰り入れを7年間かけて段階的にやめるということですが、このことにより、年約1,000万円の国保税の住民負担が、7年間毎年増え続けることとなります。

国保に加入している町民の約74%が300万円以下の所得階級です。29年度の税額では所得階級250万円〜300万円以下の世帯で年1万3,224円の値上げになります。所得階級0円の方でも年542円の値上げになります。この値上げ額は毎年上がり続けます。今でも厳しい生活の中で、命を守る最後の砦である国保税が値上がりになることは許されないと考えます。

北海道は道議会の質問の中で、「法定外繰入は市町村の判断で行われるもの」と答弁しています。法定外一般会計の繰り入れの解消に取り組みとしながら、依然として国保税の決定権は市町村にあると回答しています。

本町では、町の独自の施策により一般会計からの法定外繰入を行ってきましたが、それでも27年度の決算

では、徴収をあきらめたいわゆる不能欠損額は約306万円、納期までに収められていないいわゆる収入未済額は前年度分まで入ると約5,700万円もあります。改善されたと言え、27年度の納入率は84.1%です。

このような現状の中で、国保税の税率を上げれば町民の生活は一層苦しくなり、収入未済額も増加すると考えます。国保事業が都道府県化されても町が提案し議会も認めてきた一般会計からの法定外繰入を行ってきた本町の命と暮らしを守る施策は変わらないと考えます。よって、私は本議案に反対の意見を述べて討論と致します。

第二回臨時会

(4月26日)

第一回臨時会では、2件の選任と2件の専決処分が提案され、承認されました。

選任

◆選任第1号

常任委員会委員の選任について

総務経済委員会7名・厚生文教委員会6名が選任されました。(最終ページの常任委員会構成を参照ください。)

◆選任第2号

議会運営委員会委員の選任について

議会運営委員会委員が選任されました。(最終ページの常任委員会構成を参照ください。)

専決処分

◆報告第1号

「標茶町税条例の一部を改正する条例」

各税項目において関係法令改正による規定整理等です。

◆報告第2号

「標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

軽減措置に係る軽減判定所得等の算定方法の変更と関係法令の改正による規定整理です。

平成 29 年第 2 回定例会賛否一覧

※これ以外の議案等は全員一致です。

議員名	櫻井一隆	後藤勲	熊谷善行	深見迪	黒沼俊幸	松下哲也	川村多美男	渡邊定之	鈴木裕美	平川昌昭	本多耕平	菊地誠道	館田賢治	結果
議案第 36 号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	○	○		原案可決
議案第 37 号 標茶町個人情報保護条例及び標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	○	○		原案可決
意見書案第 8 号 オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書	×	×	×	○	×	○	×	○	○	×	×	×		原案否決
意見書案第 9 号 核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書	×	×	×	○	×	○	×	○	○	×	×	×		原案否決
意見書案第 10 号 学校給食の無料化を求める意見書	×	×	×	○	×	○	×	○	○	×	×	×		原案否決
意見書案第 11 号 「共謀罪」(テロ等準備罪)の廃案を求める意見書	×	×	×	○	×	○	×	○	○	×	×	×		原案否決

○ 賛成 × 反対 退 退席 欠 欠席 (議長は、採決に加わりません。)

標茶町議会広報調査特別委員会調査報告書

1. 調査事項

議会広報発行に関する事項調査

2. 調査経過及び結果

- 平成 27 年 6 月 10 日第 2 回定例会において「標茶町議会広報調査特別委員会」が設置され、次のとおり委員の選出がされた。
深見 迪 松下 哲也 櫻井 一隆 黒沼 俊幸 川村多美男 菊地 誠道
- 同日、第 1 回広報調査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行い次のとおり決定した。
委員長 深見 迪 副委員長 松下 哲也
- 標茶町議会広報の編集・発行要綱に基づき「しべちゃ議会だより」第 99 号から第 106 号まで、8 回の広報を発行した。100 号の発行時には、町長からの寄稿を含め、25 年前、1992 年(平成 4 年)5 月 1 日第 1 号発行を振り返り当時の編集風景写真掲載など若干の記念特集を行った。なお、発行号数毎の委員会開催状況は、右記のとおりである。

	議会	発行日	編集委員会	編集日	ページ
第99号	二定	平成 27 年 8 月 1 日	2 回	6/24, 7/1	10P
第100号	三定	平成 27 年 11 月 1 日	2 回	9/28, 10/7	10P
第101号	四定	平成 28 年 2 月 1 日	2 回	12/14, 1/13	10P
第102号	一定	平成 28 年 5 月 1 日	3 回	3/30, 4/12, 4/15	14P
第103号	二定	平成 28 年 8 月 1 日	3 回	6/27, 7/4, 7/7	10P
第104号	三定	平成 28 年 11 月 1 日	3 回	9/30, 10/11, 10/13	12P
第105号	四定	平成 29 年 2 月 1 日	3 回	12/22, 1/6, 1/10	14P
第106号	一定	平成 29 年 5 月 1 日	4 回	3/23, 3/27, 4/11, 4/13	22P

3. 委員会所見

- 議事公開の原則に基づき、議会がその運営や活動の実態をわかりやすく住民に知らせていくという義務の一端を果たすよう努力した。
- 編集では、レイアウトや見出し、写真などで工夫し見やすい紙面づくりや、用語の使い方、住民目線での広報づくりを心がけた。
- 総括質疑の原稿が質疑の項目と答弁の骨子だけになっているが、以前のように質疑、答弁とも、原稿用紙 1 枚以内で内容を書き、住民により分かりやすい紙面の改善を図るべきと考える。
- 今まで、「議会だより」編集発行のための広報調査特別委員会の設置をしてきたが、「議会だより」の継続性、重要性、編集作業の質と量を考慮すれば常任委員会にすることが望ましい。全道の議会広報研修会でも「特別委員会というのは、永続性のあるものではなく調査が終了すれば終わるものであり、その点から常任委員会化が望ましい」との指摘もあった。標茶町議会広報も常任委員会制度にし、町民に対する広報活動をより向上させるべきと考える。

第二回定例会 議事日程から

四月十三日	広報調査特別委員会
四月二十四日	釧路北部消防事務組合議会 第1回臨時会
四月二十五日	議会運営委員会
四月二十六日	第1回臨時会
四月二十六日	議会運営委員会
四月二十六日	厚生文教委員会
四月二十六日	総務経済委員会
四月二十六日	釧路町村議会議長会5月定例会
五月二十九日	全員協議会
五月三十日 ～一日	町村議会議長・副議長研修会
六月二日	議会運営委員会
六月六日 ～七日	第2回定例会
六月六日	議会運営委員会
六月六日	厚生文教委員会
六月六日	総務経済委員会
六月十五日	釧路北部消防事務組合議会 第2回臨時会



常任委員会等の構成

平成29年4月26日の第1回臨時会で各常任委員会委員等が選任され直ちに正副委員長が互選されました。

◎委員長 ○副委員長

総務経済委員会

◎本多 耕平 ○後藤 勲
熊谷 善行 深見 迪 櫻井 一隆
館田 賢治 川村多美男

厚生文教委員会

◎松下 哲也 ○渡邊 定之 黒沼 俊幸
鈴木 裕美 平川 昌昭 菊地 誠道

議会運営委員会

◎黒沼 俊幸 ○後藤 勲 熊谷 善行
深見 迪 松下 哲也 本多 耕平
菊地 誠道

特別委員会の設置

平成29年第2回定例会で選任されました。

広報調査特別委員会

◎熊谷 善行 ○渡邊 定之 後藤 勲
鈴木 裕美 平川 昌昭 本多 耕平

編集後記

第2回定例会が開催され、議員提案第1号が提案され「標茶町議会広報調査特別委員会」の委員が変わりました。

今後2年間の「議会だより」の編集は新しい6名の広報委員が行います。

町民の皆様にご協力いただけるだけわかりやすく、議会で審議された内容をお知らせできるように努力してまいります。

今回の107号が新しい委員会として最初の「議会だより」です。

議会広報についてお気付の点や、町民皆様のご意見等がありましたらお寄せください。

委員長	熊谷 善行
副委員長	渡邊 定之
委員	後藤 勲
	鈴木 裕美
	平川 昌昭
	本多 耕平